

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第44号**

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則（昭和31年香川県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者に管理を行わせることができる駐車場等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に港湾施設（<u>条例第21条第1項に規定する港湾施設をいう。以下この条において同じ。</u>）の運営を行うこと。</p> <p>(2) <u>港湾施設の維持管理を適切に行うこと。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 条例第21条第6項に規定する規則で定める業務は、<u>次の各号に掲げる港湾施設の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。</u></p> <p><u>(1) 第1駐車場等 当該港湾施設の維持管理及び供用に関する業務</u></p> <p><u>(2) 香西西地区港湾緑地 当該港湾施設の維持管理及び使用の許可に関する業務その他の運営に関する業務</u></p> <p>4 <u>香西西地区港湾緑地の指定管理者が前項第2号に規定する業務を行う場合における第8条の10の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p>	<p>(指定管理者に管理を行わせることができる駐車場等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 条例第21条第6項に規定する規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に<u>第1駐車場等の運営</u>を行うこと。</p> <p>(2) <u>第1駐車場等の維持管理を適切に行うこと。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 条例第21条第6項に規定する規則で定める業務は、<u>第1駐車場等の維持管理及び供用に関する業務とする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。